<チエの話68 別紙 >

2018年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫 様 熊本県環境生活部水俣病審査課 大塚 様

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 鈴村 多賀志

抗議文

本年10月19日に行われた関東在住の水俣病認 定申請者の疫学調査に対する熊本県水俣病審査 課の大塚氏の強引な進め方と、これに関する県 議会での蒲島知事のおざなりな答弁に対して厳 重に抗議します。

熊本県は本件において、疫学調査の日程について、突然4日後というあまりにも非常識な日程を指定してきました。そして、調査当日には、関東では数少ない水俣病に理解のある医師の同席を拒むという対応をしました。

また、他の申請者の場合では、体調が悪いため熊本県が指定した日には疫学調査を受けられない旨を熊本県に伝えるよう依頼された相思社職員が、熊本県に電話連絡をしたところ、水俣病認定審査課の大塚氏から認定申請の取下書を送るという暴言を受けるという事態がありました。

関東在住の認定申請者は、故郷を遠く離れ、 水俣病に関する詳しい情報も得られず、また差別・偏見を恐れて、今日までやっとの思いで自 らの力で生きてこられた方々です。しかし60年 以上も放置され、いよいよ症状が悪化して、耐 えられなくなり、ようやく認定申請をした状況 にあることを、熊本県は全く無視した対応をし ています。

通常の人でさえ、60年以上も前のことを長時間にわたって詳細に説明するのには、事前に十分な余裕と準備が必要です。ましてや申請者は病人なのですから医師等のサポート人が必要なことは、きわめて常識的な話です。

さらに指定された日は都合が悪いという連絡 に対して「申請を継続する意思が確認できない から申請取下書を送る」という大塚氏の暴言は、 熊本県の都合に合わせられない申請者は棄却する、と恫喝しているのも同然です。

この問題に対して蒲島知事は12月6日の熊本 県議会で、個人情報保護の観点から第三者の同 席は認めない、今回の件ではその旨を申請者本 人や医師に十分説明をして了解してもらった。 そして、疫学調査のキャンセルをもって県から 取下を勧めることはない、と答弁しています。

しかし、精神的・肉体的に不安定な申請者に サポート人がつくことに何ら不都合なことはな く、現に水俣病認定に関する行政不服審査でも 代理人の同席が認められています。まして本件 は守秘義務のある医師です。

疫学調査後には、申請者本人は「お医者さんがいたらどんなに心強かったか」と話しており、同席を拒否された医師も全く納得はしていません。

熊本県職員に強引に押し切られたのであり、 「十分ご説明」「ご了解いただいた」という知 事答弁とは、事実はまったくかけ離れています。

また、疫学調査日の延期を要望しただけなの に取下書を送ると言われた事例が実際にあった のにもかかわらず、このことには全く向き合わ ない「ご飯論法」に終始した知事答弁でした。

熊本県が公開している水俣病認定審査の処理 状況をみると、ここ3年間、申請取下者の数が 急激に増えていますが、かかる背景があったと 疑わざるを得ません。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局は、蒲島知事が事あるごとに尊重すると発言している2013年最高裁判決を勝ち取った者として、かかる事態を看過できません。

今回の件について強く抗議するとともに、蒲 島知事には過去にも同様な不当な対応をした事 例がなかったか調査を徹底的に行い、このよう な不当な対応をした職員を厳重に処分すること を要求します。

以上

<チエの話68 別紙 >

平成27年(行ウ)第16号

水俣病認定義務付等請求事件

原告 佐藤英樹 ほか6名 被告 熊本県 ほか1名 2018年11月30日

熊本地方裁判所民事第2部合議A係 御中 環境省 御中 被告ら代理人 貴下

原告ら訴訟代理人 弁護土 山口 紀洋

同上 東 俊裕

同上 康 由美

同上 佐伯 良祐

抗議および要望書

第1 事実経過

1 第15回口頭弁論期日後の進行協議について

熊本地方裁判所民事第2部合議A係(以下、「裁判所」)における表記事件につき、本年9月28日(金)午後2時より第15回口頭弁論期日が開かれ、終了後の進行協議において、下記の事実があった。(1)裁判長より、「ご承知のことと思うが、この進行協議に環境省の人が入っている」、「裁判所としては、審議を妨害せず、内容がわかっている人に入ってもらい、コメントをもらうこともある」という趣旨の発言があった。

- (2) これを受け、被告らの渋谷代理人が「立証計画における医師の紹介を受けていることの他、病像に関して環境省の協力(当初は「指導」と発言)を得て検討を行っている」等、説明し、原告ら代理人が、環境省(国)と本件被告らの公的時がある関係があるのかを問うたところ、「法定受託事務」であるとのことで行った。さらに渋谷代理人からは「公的検診を行った。さらに渋谷代理人からは「公的検診を行って、氏名公表に関連して公的検診が滞るという問題を抱えている」等の説明があったが、原告ら代理人においては、このことと本件進行協議に環境省の者が出席することとの関連性は不明であった。
- (3) 結局、被告ら代理人の趣旨が不明であったため、原告ら代理人は、環境省の者3名の退室を求め、当該3名はこれに従った。
- (4) この進行協議の終了時、裁判所より改めて 「進行協議での内容は他言しないこと」との確認 がなされた。

2 第7回口頭弁論期日後の進行協議について

2017年2月24日の第7回期日後の進行協議において、原告らが反対したにもかかわらず、環境省の者がこれに参加したことがあり、その経緯は下記のとおりである。

(1) 同年1月13日、本件の書面等送付先である佐伯弁護士事務所の事務員が、「昨日、裁判所書記官より、次回進行協議において被告側から裁判所に対し、環境省の職員を同席させたいとの申し出があり、これについてご意見を伺いたい旨の連絡があった」と他の弁護士らにメールを送信した。

これにつき、複数の代理人弁護士らから疑義が出され、同月16日、佐伯弁護士より裁判所へ、環境省職員立ち合いの理由、環境省職員に発言を認めるのか、の2点につき、電話で問い合わせた。担当書記官は、は聞いておらず、は特に必要があれば発言を認めることがあると返答したので、佐伯弁護士は、裁判長とも協議して裁判所のスタンスを決めてほしいと依頼し、承諾を得た。

翌17日、時吉書記官より、上記2点を被告らに確認したところ、「環境省は被告の担当部署の上級官庁であり、被告が回答する際にも環境省に確認して回答することが多くある、例えば医師名のマスキング等がそうである、そのため、進行協議に環境省職員が同席し発言した方が、意見交換ができて原告にも有益になるかもしれない、ただ、原告の質問に環境省職員から回答を得られないこともあると思われるのでその点はご理解いただきたい、また、環境省職員は3名と聞いているが1名でもよいそうである」との返答を受けた。

これを前提に原告ら代理人間で協議し、同月31日、佐伯弁護士は電話で裁判所に対し「当方は、できる限り、法廷における弁論を充実させたいと考えているので、環境省職員が進行協議の場に入るのは反対である、意見を聴く必要があるということであれば、正式に代理人などに就任してもらうか、公開の法廷で意見を述べてもらえばよい」旨の返答をした。

翌2月1日、裁判所より佐伯弁護士に対し「裁判所は、1名に限り環境省職員が進行協議の場に入ることを認める予定」との連絡を受けた。

(2) 第7回期日後、環境省の佐々木孝治特殊疾病対策室長が人つた上で進行協議が開催された。

この場で、環境省から「説明したい」との提起があったが、原告らが進行協議における環境省職員の発言の法的位置づけが不明確であるとしてこれを拒否し、裁判所もこれを認めなかった。

3 本件における進行協議について

その後、今回の第15回期日における期日開催状況および進行協議開催状況は下記の通りである。 第13回と第14回については進行協議が開催されていないが、これは原告ら代理人が裁判の公開原則 を徹底されるべく、ほぼ毎回、不要な進行協議は 差し控えてもらいたいと表明したためである。

また、下記の第8回期日以降の進行協議において、裁判所より改めて環境省職員の同席につき、確認や意見を求められたことはなかった。

2017年4月23日 第8回期日および進行協議

6月22日 第9回期日および進行協議

9月11日 第10回期日および進行協議

11月6日 第11回期日および進行協議

2018年2月5日 第12回期日および進行協議

4月23日 第13回期日

6月22日 第14回期日

9月28日 第15回期日および進行協議

なお、本件訴訟においては、継続して傍聴していた支援者の一人が裁判所に対し、傍聴席に環境 省職員のための特別傍聴席を設けていたことにつき、書面で質問状を出していた。

第2 問題点

1 本件被告らについて

本件は行政認定義務付け訴訟であり、被告は熊本県および鹿児島県である。

また、法定受託義務(地方自治法 2 条 9 項)は、被告らが「市町村を包括する広域の地方公共団体」であり、普通地方公共団体が法律または政令により処理することとされるもののうち、「広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理する」こととされ、本件のような健康被害防止に関する事務がこれにあたるとされる。

そして、公害被害健康の補償等に関する法律4 条1項では、本件水俣病の認定につき、都道府県 知事が認定審査会の意見をきいて行うものと定め られている。さらに不服申立においては、公健法 109条において「環境大臣に対し、行政不服審査 法による審査請求をすることができる」と定めら れ、不服審査会は環境大臣の所轄下にある(公健 法111条)ものの、認定審査会そのものは都道府 県知事が任命した者らで構成されるものである。

すなわち、本件訴訟物は、被告熊本県および鹿児島県の権限に属する認定審査会の棄却の判断につき、それを取り消し認定の義務付けを求めるものであって、不服審査会の判断については、何ら問題となっていない。むしろ、被告らの判断が元来、地方公共団体の事務とされていることから、環境省の意向ではなく、被告らの判断手法、結論等、被告らの事務処理そのものの適法性が問題となっているのであるから、被告らは、本件訴訟において被告ら自身の見解等を主張すべきものであ

る。

したがって、被告らは、元来、「上級官庁たる 環境省」から「協力」や「指導」を受けることな く、被告ら自身の立場で訴訟追行すべきものとい える。

2 環境省について

2004年10月15日、水俣病につき国の賠償責任を 認める最高裁判決が出された。ここで当時の環境 大臣が当該原告らに謝罪している。

しかし、その後も勝訴原告らの行政認定が棄却される事態が続き、環境省は「行政認定と司法認定は異なる」との立場をとり続けたが、この立場も2013年4月16日、最高裁判決において否定されている。

さらに、2017年11月29日、新潟県知事がした水 俣病の不認定を取り消し、認定を認める東京高裁 判決が出されている。

このように、水俣病の行政認定では、棄却の判断を不服として患者らが訴えを提起し、これを容認する判決が続いてきた。

そして、未曽有の被害を出した水俣病においては、多くの一般市民らが関心を寄せ、現在も訴訟傍聴など、患者らの物心両面における支援が続けられている。その一環として、支援者や支援団体により、環境省との交渉も継続して行われてきた。

その場面において環境省は、行政認定は各県の 権限で行われるものであり、環境省は訴訟の当事 者ではないし、何らの関与も行っていないので、 行政認定にかかる陳情等は受け付けられないと明 言してきた。これは、上記東京高裁判決後の交渉 においても同様であった。

しかるに今回、環境省は、これら支援者らに対する説明とは異なり、本件訴訟において公開法廷のみならず、進行協議にも参加し続け、認められなかったものの「説明」という趣旨での発言を求めていたことが明らかとなった。

3 進行協議について

民事訴訟規則95条1項は、裁判所は、「当事者 双方が立ち会うことができる進行協議期日を指定 することができる」と規定するが、「当事者」は、 原告および被告の当事者の他、訴訟追行に必要な 授権を受けた者が含まれる。

本件において原告ら代理人は全員、環境省職員にはこの授権がないため、進行協議参加につき、 裁判所からその可否の確認がされたものと理解していた。

もっともそれは、第7回期日後の進行協議についてのみ、意見を求められたものと認識していた。

すなわち、第8回期日以降の進行協議についても、 環境省職員が同席していたとの認識はなかった。

この点、原告らおよび原告ら代理人、補佐人からすれば、被告ら代理人が毎回、20数名出頭頭を割り、全員を判別することは困難であり、進行協議の場に環境庁職員複数名が法廷の傍聴席から第10回、第11回および第12回口弁論調書中の「当事者等/別組をおり」とあり、原告側の補佐人の事とおいるものの、被告側において、熊本県近世人>、〈熊本県近で東人〉、〈熊本県指定代理人〉、〈鹿児島県指定代理人〉、〈熊本県指定代理人〉、〈鹿児島県指定代理人〉の氏名が記載されているのみで、環省職員氏名の記載がない。この進行協議において確認する術がない。

したがって、原告側は、第7回期日後の進行協議に環境省職員が同席していたことは認識していたものの、以降の進行協議において、仮に環境省職員が同席していたのであれば、この認識がないまま、進行協議に応じていたことになる。

第3 抗議および要望

1 環境省に対して

(1) 今回、環境省の「認定義務付け訴訟について環境省は無関係であり、訴訟には何ら関与していない」との従前の説明が、事実と異なることが判明した。

このような虚偽の説明を行つている点について、 本件原告ら訴訟代理人弁護士全員は、環境省に対 して強く抗議し、水俣病患者支援者ないし団体ら との交渉を誠実に行うことを要望する。

(2) 第7回期日以降の進行協議に出席した環境省職員の氏名、担当部署、出席日、出席の趣旨を明らかにされたい。

2 御庁に対して

(1) 本件訴訟は、同種の高裁・最高裁判決が大き く報道されてきたものであり、毎回、水俣病患者 ら支援者やマスコミ関係者が傍聴している。

そのため、裁判所に対しては、当初より、進行協議ではなくできる限り公開法廷でやりとりを行うよう、申し入れてきた。原告側には裁判所に対し、公開法廷で陳述できない事情は何もなく、公開法廷で行い得ない「口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他訴訟の進行に関し必要な事項」も何も存しなかったと認識している。 実際、現時点で12回を数える福岡高裁に係属している国賠訴訟においては、原告は本件より1名多 く、被告も国とチッソが加わっているにもかかわらず、これまで一度も進行協議がもたれないまま 訴訟追行されてきた。

さらに、第7回口頭弁論期日後の進行協議において、環境省職員が発言を求めたのに対し、原告側はこれに反対し、裁判所も発言を許さなかった経緯があり、以降、被告側から再度、環境省職員の発言を求めたことは一度もない。すなわち、環境省職員が本件訴訟の進行協議に出席する意義は、どこにも見出せない。

ところが今回、環境省職員が第7回口頭弁論期日後のみならず、それ以降の進行協議にも参加していたことが判明した。

上述のように、原告側は、進行協議開催にそも そも反対してきた。実際、同種事件で、当該原告 ら代理人が傍聴席のために弁論準備手続きを拒否 し、裁判所がそれに応じてすべて公開法廷で行っ た先例もある。

それにもかかわらず毎回、進行協議開催を要請される中、本進行協議は被告側の便宜のためではないかと疑念を抱かざるを得ず、さらには環境省職員のために、法廷に特別傍聴席設置を聞き及んだ状況にあって、このような事態となり、本件原告ら訴訟代理人弁護士ら全員は虚を突かれた思いでいる。

しかも、進行協議への環境省職員同席という重大な問題についても「部外秘」を求められたことは、心外であり遺憾でもある。

そのため、原告ら訴訟代理人弁護士間で協議した結果、この点について「部外秘」を貫くことは、当日欠席していた原告および継続して支援してくださっている支援者の方々、幾多の訴訟の帰趨を見守り続けてくださっているマスコミ関係者らに対する背信行為と言わざるを得ないとの結論に至った。原告側弁護士らが沈黙を守ることによって、環境省の「二枚舌」に加担することになるからである。

したがって、原告側弁護士らは、進行協議への 環境省職員同席の事実につき、これを公表するこ ととしたので、ご理解いただきたい。

(2) このような事態に至つたのは、原告側において進行協議出席者を識別できなかったことが大きな原因にあると思われる。

したがって、今後の進行協議開催にあたり、

「部外秘」を要請されるような進行協議を開催される場合、特に被告側訴訟代理人以外の者が同席する場合は、その都度、原告側の了承を確認していただきたい。 以上